

電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について

(諮問第3158号)

<目 次>

1	答申書（案）	1
2	概要	11
3	改正案	18

情 郵 審 第 ※ ※ 号
令 和 5 年 ※ 月 ※ 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 川 濱 昇

答 申 書 (案)

令和5年1月20日付け諮問第3158号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる
電気通信事業者の指定に関する告示の一部改正案及び
関連ガイドラインの改定案に対する意見並びにその考え方(案)
(審議会への必要的諮問事項に係るもの)

意見募集期間:令和5年1月21日(土)~同年2月20日(月)
案件番号:145210027

意見提出者一覧

意見提出者 4件(法人:3件)

(提出順、敬称略)

受付	意見提出者
1	KDDI株式会社
2	株式会社NTTドコモ
3	ソフトバンク株式会社
4	個人

■ 総論

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <p>● 新ドコモグループ再編などの環境の変化を背景に禁止行為規制対象事業者の指定変更される認識。これまで同様に法令等を遵守し適切に対応し、引き続き総務省による検証等に必要な対応についても可能な限り協力していく考え。</p>	<p>考え方1</p>	
<p>・ 新ドコモグループ再編など当社を取り巻く環境の変化を背景に、法令等に則り、禁止行為規制対象事業者の指定変更が為されるものと認識しております。</p> <p>・ 当社としては、これまでと同様に法令等を遵守し適切に対応し、引き続き総務省による検証等に必要な対応についても可能な限り協力していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 御指摘のとおり、今般の告示改正のうち、株式会社NTTぷららの解除及びエヌ・ティ・ティ・レゾナント株式会社の指定については、令和4年7月のNTTドコモグループ再編による電気通信役務の提供主体の変更を踏まえ、電気通信事業法第30条第3項第2号の規定等(以下「法令等」という。)に基づき、株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)の不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者の指定の変更等を行うものと承知しており、賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

■ 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に関する告示の一部改正案

意見	考え方	修正の有無
<p>意見2</p> <p>● 電気通信市場検証会議において、NTTドコモがNTTぷららの事業を承継したことにより公正競争上の問題が発生していないか事後的な検証を継続的に行い、仮に公正競争上の問題が生じた場合には、事業法等による是正措置が取られるよう対処すべき。当該取組が機能しない場合には、企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する法的措置を含めた更なる検討が必要。</p>	<p>考え方2</p>	
<p>市場支配的な二種指定事業者(以下「禁止行為規制の対象事業者」という。)に対する禁止行為規制については、禁止行為規制で規律された特定関係法人(以下</p>	<p>○ 今般の告示改正は、NTTドコモグループ再編による電気通信役務の提供主体の変更などを踏ま</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>「特定関係法人」という。)との取引において、当該特定関係法人が行う業務を、禁止行為規制の対象事業者が合併・統合するなどして、当該取引が消滅することにより規制の対象外となるという課題があります※¹。</p> <p>そのため、電気通信市場検証会議において当該課題の検討を行い、「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」(令和4年8月)において、NTTが実施する組織再編には、様々なものが考えられる中で、今後、NTTドコモによるその特定関係法人の吸収合併等の組織再編が生じる場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省は、電気通信市場検証会議での競争事業者における懸念の有無等も勘案し、公正競争上の問題をもたらす可能性がある则认为る場合には、公正競争に与える影響を検討すること ・ 検討の結果、公正競争を担保するための対応が必要と判断された場合、事後的な検証のほか、公正競争上の具体的な問題があれば、組織再編の実行前に、事業法又はNTT法の各条に基づく要請・行政指導の実施やNTT法第16条に基づく監督命令などを行うこと <p>等の「市場検証の取組における組織再編に係る対応等」(以下、「当該取組」という。)を行う考えを明らかにしています。</p> <p>令和4年7月に、NTTドコモによるNTTぷららの吸収合併が実施されましたが、当該取組に基づき、電気通信市場検証会議において、NTTドコモがNTTぷららの事業を承継したことにより公正競争上の問題が発生していないか事後的な検証を継続的に行い、仮に公正競争上の問題が生じた場合には、事業法等による是正措置が取られるよう対処すべきと考えます。</p> <p>なお、当該取組が機能しない場合には、企業統合による市場支配力の濫用を未然防止するため、現行の禁止行為規制を補完する法的措置※²を含めた更なる検討が必要と考えます。</p> <p>※¹:「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」(令和4年8月)の「規律の内容の在り方について」(P.157)</p> <p>※²:例えば、以下のような措置が考えられる。</p>	<p>え、法令等に基づき、NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者の指定の変更等を行うものと承知しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いただいた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とすることが適当と考えます。 ○ なお、「電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート」(192頁)に記載されているとおり、「今後、NTTグループにおける組織再編が発生した場合には、今年度明らかにした市場検証の取組における組織再編に係る対応等に基づき、適切に対処」されるものと承知しております。 	

意見	考え方	修正の有無
<p>①禁止行為規制の強化(電気通信事業法第30条)</p> <p>・市場支配力の濫用につながる企業統合等の行為自体を禁止行為規制違反として停止・変更を命ずることができるものとする措置。</p> <p>(1) 第3項第二号に該当する行為(不当な優先的取扱い・利益付与)と位置づけ ※、当該企業統合等の行為を電気通信事業法上問題となる行為として「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に追加。 ※例えば、禁止行為規制違反となる排他的な連携が行われたにも関わらず、企業統合することで禁止行為規制違反を免れるような場合には、当該企業統合そのものを禁止行為規制違反とする。</p> <p>(2) 市場支配力の濫用につながる企業統合を新たな行為類型として第3項第三号を新設し規定。</p> <p>②登録の更新の強化(電気通信事業法第12条の2)</p> <p>・禁止行為規制の対象事業者と特定関係法人の企業統合等は、公正競争環境に大きな変化が生じ得るため、「登録の更新」で、禁止行為規制の対象事業者と特定関係法人の企業統合等を審査対象とする措置。</p> <p>③NTT法の事業計画認可の運用強化</p> <p>・旧NTTから分離した会社の企業統合等については、NTTグループの事業計画に大きく関わるものであり、公正競争への影響も大きいことから、影響に応じた公正競争条件を検討・確保するため、NTT持株の事業計画認可の対象とする措置。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
<p>意見3</p> <p>● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データを指定する案に賛同。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ殿(以下、「NTTデータ殿」という。)に関し、新たに電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者に指定する本告示改正案に賛同します。</p> <p>なお、NTTデータ殿は、2022年5月9日の同社のプレスリリース(※1)において、持株会社体制への移行と「国内事業会社」「海外事業会社」の設立に伴う事業の移管を表明しており、実際に同年10月1日に「海外事業会社」が設立・事業開始されてい</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ます。</p> <p>今後、「国内事業会社」が設立され、NTTデータ殿の国内事業が移管された場合、当然「電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方の改定案」に則って「国内事業会社」が指定される認識です。</p> <p>(※1 NTTデータ殿 プレスリリース(2022年5月9日)) https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2022/050900/ 【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見4</p> <p>● エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社を指定する案に賛同。電気通信市場検証会議における両者間の禁止行為規制遵守状況の確認・検証に加えて、NTTグループ内の取引関係について、引き続き注視すべき。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社殿(以下、「NTTレゾナント殿」という。)に関し、新たに電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者に指定する本告示改正案に賛同します。</p> <p>なお、今般、NTTレゾナント殿が株式会社NTTドコモ殿(以下、「NTTドコモ殿」という。)の特定関係法人に指定されたことに伴い、電気通信市場検証会議において、両者間の禁止行為規制遵守状況について確認・検証が行われる認識です。加えて、NTTレゾナント殿が、「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(2021年10月12日)」において、NTTグループ内の間接取引による禁止行為規制の潜脱に係る懸念の対象として示されていること(※2)から、NTTグループ内の取引関係について、引き続き注視すべきと考えます。</p> <p>(※2 公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(2021年10月12日) P.45)</p> <p>NTTグループ内での間接取引(例えば、NTTドコモからNTTコムを経由したNTTレゾナントへのMVNO卸取引)により、規律の対象とならないグループ会社を用いて、禁止行為規制等を潜脱するとの懸念が実態として現れたり、NTTグループ内の</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>各社間の電気通信役務に係る取引関係に変化が生じたりした場合(例えば、NTTレゾナントがMVNOとして5万契約を超えるユーザー規模になり、NTTドコモの特定関係法人として追加指定される要件を満たす場合)には、必要に応じ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象となる特定関係法人の範囲の見直しや、特定関係事業者への追加的な指定など、実態に即した対応策について速やかに検討することが求められる。そのため、そのような実態が生じていないか、継続的に注視していくことが適当</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見5</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 禁止行為規制に伴う特定関係法人の制度に関しては、禁止行為規制対象事業者に特定関係法人である電気通信事業者が吸収されることに制限がないこと等の観点で懸念があり、組織再編の適正性・影響の検証や公の場での議論等を事前に実施していくことが必須。 ● 電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポートに則り、株式会社NTTぷらら殿の吸収について競争上の問題の有無の確認・適切な検証が行われるべき。 	<p>考え方5</p>	
<p>電気通信事業法第30条第3項第2号にて規定される、禁止行為規制に伴う特定関係法人の制度に関しては、以下の観点で懸念があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 禁止行為規制対象事業者に特定関係法人である電気通信事業者が吸収されることに制限がないことは、規制対象事業者のグループ企業などと連携した市場支配力濫用の抑止という禁止行為規制の目的を達成しないおそれがあること ・ 禁止行為規制対象事業者による特定関係法人の吸収合併について、影響・適正性の有無の事後的検証が済んでいない状況(※3)であるにもかかわらず、特定関係法人の指定解除手続きが進むこと <p>上記の懸念を踏まえると、特定関係法人の吸収は「公正競争上の問題をもたらす可能性」そのものであり、今後NTTドコモ殿が他の特定関係法人を吸収し、結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般の告示改正は、NTTドコモグループ再編による電気通信役務の提供主体の変更などを踏まえ、法令等に基づき、NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者の指定の変更等を行うものと承知しております。 ○ いただいた御意見については、総務省において、今後の市場検証等の参考とすることが適当と考えます。 ○ 市場検証会議における取組に関しては、「意見2」に対する考え方のとおりです。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>的に禁止行為規制を回避するようなことがあれば競争環境に著しく問題が生じることも想定されるため、このような組織再編の適正性・影響の検証や公の場での議論等を事前に実施していくことが必須であると考えます。本件に関しても、少なくとも、電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート(※3)に則り、株式会社NTTぷらら殿(以下、「NTTぷらら殿」という。)の吸収について競争上の問題の有無の確認・適切な検証が行われるべきです。</p> <p>仮に、公正競争上の適正性・影響の検証が有効に機能しない場合には、「情報通信行政検証委員会 検証結果最終報告書(2021年10月1日)」(※4)及び「公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(2021年10月12日)」の記載内容(※5)を踏まえ、当該グループに係る在り方を含め既存規制の見直しや、新たなルールの検討が行われる認識です。</p> <p>(※3 電気通信事業分野における市場検証(令和3年度)年次レポート(2022年8月31日)P.158)</p> <p>今後、当該組織再編が発生する場合には、必要に応じて、市場検証の取組においても、以下のような対応等が行われることになる。</p> <p>(中略)</p> <p>総務省は、市場検証会議の意見や競争事業者における懸念の有無等も勘案し、その組織再編が公正競争上の問題をもたらす可能性がある则认为る場合には、組織再編の影響等の説明をNTTグループに求めつつ、組織再編が公正競争に与える影響を検討する。なお、公正競争上の問題をもたらす可能性がある则认为るかどうかの判断や公正競争に与える影響の度合いについては、個別の事例に応じて、その都度検討されることになる</p> <p>(※4情報通信行政検証委員会 検証結果最終報告書(2021年10月1日)P.52)</p> <p>総務省の判断の妥当性は、公正競争確保の在り方に関する検討会議の報告書にも盛り込まれているが、今後、見直されたものを含む行為規制が、確実に機能しているかどうかの事後的な検証を確実に行うことによって担保されることとなる。</p> <p>(※5公正競争確保の在り方に関する検討会議 報告書(2021年10月12日)P.46)</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>毎年の市場検証会議等において、継続的に検証を行い、個々の検証結果や市場環境の変化等を総合的に判断した上で、公正競争上の問題となり得る具体的な事象が新たに確認され、既存ルールの見直しでは対応できないような場合には、再度、NTTグループの在り方も含め、公正競争確保の観点から必要な方策等について検討を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 株式会社エヌ・ティ・ティ・データの指定に関して、単純に回線契約数が5万以上のため告示対象とするという運用は、電気通信市場における実態を必ずしも適切に捉えておらず、不要な規制をかけることになってしまうのではないかと。 ● 告示対象を定める条件としては、契約回線数の水準だけでなく、NTTドコモの回線数が該当企業の契約している移動通信回線の総数のうちどの程度を占めているかといった点も考慮すべきではないかと。 	<p>考え方6</p>	
<p>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTTデータ」)を指定告示対象とすることに違和感があります。</p> <p>本制度は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」)が自らの関連会社のうち一定数以上のドコモ回線を保有する企業(以下「該当企業」)に対し排他的優遇をすることで市場の占有性が働き公正な競争環境が阻害される事態が生じることを防ぐためのものと理解していますが、そのような事態は、該当企業がNTTドコモと意識的に排他的な強結合をしようとすることで発生すると考えられます。すなわち、該当企業が以下の1、2、3のいずれかの状況を自らの意志により生み出している際に発生するものと考えられます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、他の移動通信事業者とは契約をせずNTTドコモのみを常に移動通信回線の調達先としている 2、他の移動通信事業者との契約条件がNTTドコモとの契約条件と比較し明らかに劣後でありNTTドコモと契約することが該当企業にとって最も利益がある 3、他の移動通信事業者との契約回線数とNTTドコモとの契約回線数を比較した際に明らかにNTTドコモとの契約回線数が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データは、MVNOサービスの契約数が令和3年6月以降、継続的に5万以上となっている状況を踏まえ、法令等に従い、新たにNTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者に指定するものと承知しております。 ○ いただいた御意見については、今後の参考とすることが適当と考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>この1から3をNTTデータの業態に当てはめてみると、NTTデータの主事業はシステム開発事業であるため、NTTドコモの通信回線の料金が常に他の移動通信事業者よりも安く、移動通信機能を有するシステムをNTTデータが開発・納品する時には必ずNTTドコモの回線を利用しているという事態になっている場合には、NTTドコモとの排他的な強結合の関係にあると考えられます。</p> <p>NTTデータによる実際の契約状況が上述の通りである、あるいは容易にこのような状況になり得るのであれば今回の告示は妥当と思いますが、単純に回線契約数が5万以上のため告示対象とするという運用は、電気通信市場における実態を必ずしも適切に捉えておらず、不要な規制をかけることになってしまうのではないかと気がなっています。</p> <p>そのため、告示対象を定める条件としては、契約回線数の水準だけでなく、NTTドコモの回線数が該当企業の契約している移動通信回線の総数のうちどの程度を占めているかといった点も考慮すべきではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		

- N T T ドコモの特定関係法人である電気通信事業者のうち、事業法第30条第3項第2号に規定する不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者として、下記①～⑧の事業者を告示（平成28年総務省告示第221号）により指定。
- 今般、指定されている電気通信事業者のうち、**1者（NTTぷらら）を指定解除し、2者（NTTレゾナント、NTTデータ）を新たに指定**することとして、告示の改正を行うもの。

1 NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる特定関係の解除

NTTドコモは、令和4年7月に**NTTぷらら**を吸収合併し、**NTTぷららの電気通信事業は、NTTドコモが承継**することとなったため、**NTTぷららの指定を解除**するもの。

会社名

① N T T 東日本（東日本電信電話株式会社）	② N T T 西日本（西日本電信電話株式会社）
③ N T T コミュニケーションズ（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）	④ N T T B P（エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社）
⑤ N T T - M E（株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー）	⑥ N T T ぷらら（株式会社N T T ぷらら）【解除】
⑦ N T T P C コミュニケーションズ（株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズ）	⑧ N T T メディアサプライ（エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社）

2 NTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる特定関係法人の指定（新規）

NTTレゾナントは、令和4年7月にNTTコミュニケーションズからコンシューマ事業の移管を受けたことにより、公衆無線LANアクセスサービス、インターネット接続サービス、MVNOサービス及びF T T Hアクセスサービスの契約数について、同年9月末時点で5万以上となっている。

特に、公衆無線LANアクセスサービスについては、N T T コミュニケーションズから全て移管されているが、当該サービスについては、N T T レゾナントに移管される以前（平成17年6月）から継続的に5万以上となっている。

NTTデータは、MVNOサービスの契約について、令和3年6月末以降、継続的に5万以上となっている。

会社名	主な提供サービス	契約数等（R4.9末）	備考
N T T レゾナント （エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社）	公衆無線L A Nアクセスサービス		令和4年7月1日、NTTコミュニケーションズから、 コンシューマ事業の移管 （令和4年9月末以降、5万以上）
	インターネット接続サービス		
	MVNOサービス ※		
	F T T Hアクセスサービス		
N T T データ （株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）	MVNOサービス ※		令和3年6月末以降、継続的に5万以上

※ 通信モジュール向けに提供するものを除く。11

- 指定告示における事業者の順番は以下のとおり（登録事業者 → 届出事業者（地方局別の記号順）の順）。

改正前（平成28年）

番号	事業者名	事業者番号
一	東日本電信電話株式会社	第233号
二	西日本電信電話株式会社	第234号
三	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第235号
四	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	第305号
五	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	A-06-00750
六	株式会社NTTぷらら	A-08-01607

（新設）

七	株式会社エヌ・ティ・ティペー・シー コミュニケーションズ	A-10-03022
---	---------------------------------	------------

（新設）

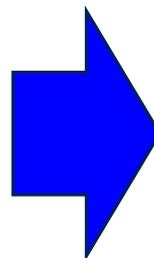
八	エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社※	E-15-02333
---	------------------------	------------

改正案（令和5年）

番号	事業者名	事業者番号
一	東日本電信電話株式会社	第233号
二	西日本電信電話株式会社	第234号
三	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	第235号
四	エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社	第305号
五	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	A-06-00750

（削除）

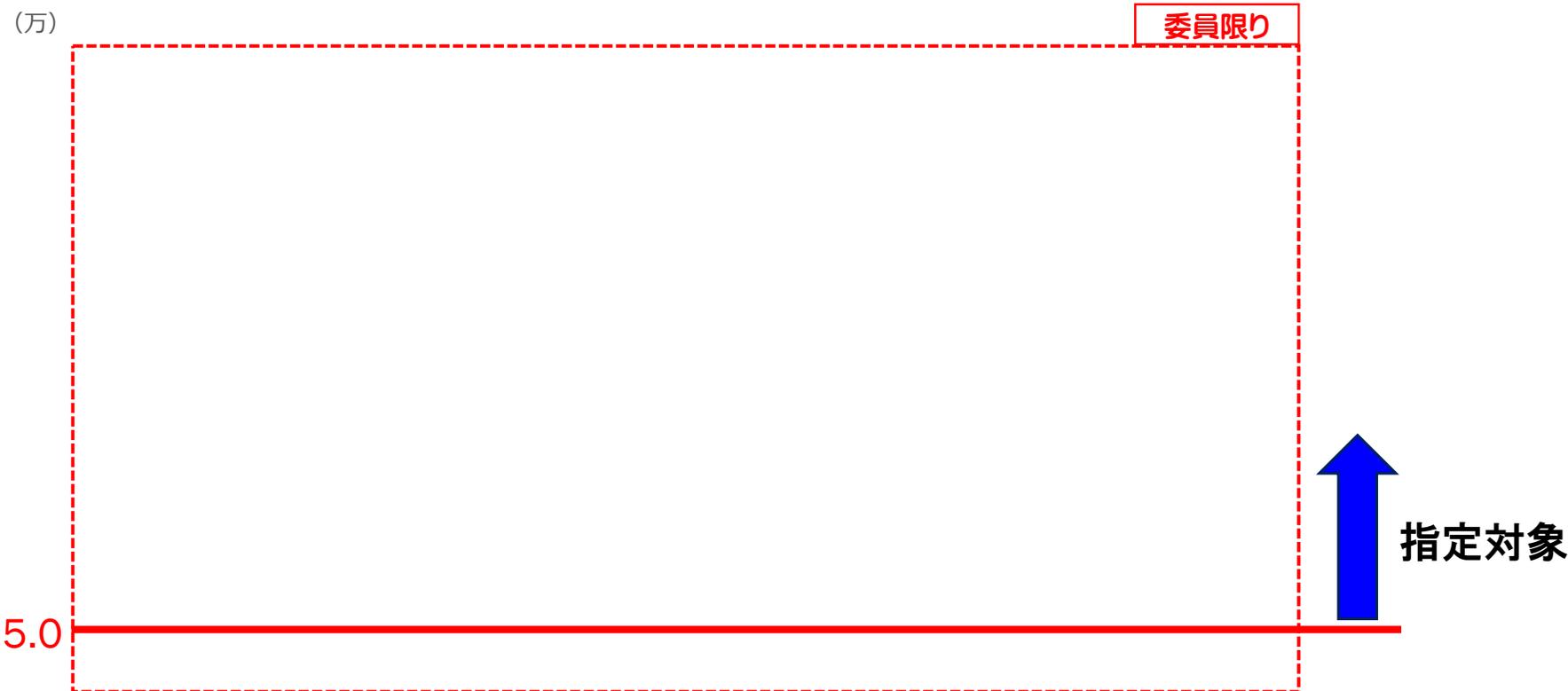
六	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	A-10-03011
七	株式会社エヌ・ティ・ティペー・シー コミュニケーションズ	A-10-03022
八	エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社	A-11-03164
九	エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社※	E-04-04960



※ 登録事業者は「第●号」、届出事業者は「A～K（地方局別の記号）-00（年度別の数字）-0000（届出した順序に従って付した数字）」と表記される。
（「A」-関東局、「B」-信越局、「C」-東海局、「D」-北陸局、「E」-近畿局、「F」-中国局、「G」-四国局、「H」-九州局、「I」-東北局、「J」-北海道局、「K」-沖縄事務所）

※ エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社は、平成28年の指定当時は届出事業者 [E-15-02333] であったが、令和元年に業務区域の拡大に伴い登録事業者 [第386号] に変更後、令和4年に業務区域の縮小に伴い届出事業者 [E-04-04960] に変更となった。

- 令和4年7月にNTTコミュニケーションズからNTTレゾナントに以下のサービスの全部又は一部が移管。
 - ・ 公衆無線LANアクセスサービスの全部
 - ・ IP電話、インターネット接続サービス、F T T Hアクセスサービス及び仮想移動電気通信（MVNO）サービスの一部
- 事業移管を受け、NTTレゾナントは、公衆無線LANアクセスサービス、インターネット接続サービス、F T T Hアクセスサービス及びMVNOサービスの契約数について、同年9月末時点で5万以上となっている。
- 提供するサービス中、最も契約数が多い公衆無線LANアクセスサービスの契約数の推移は以下のとおり（令和4年6月末以前は、NTTコミュニケーションズの契約数を参考として記載）。
- NTTレゾナントの契約数は令和4年9月末から5万以上となっており、事業が移管される前のNTTコミュニケーションズにおける当該サービスの契約数は継続的に5万以上となっている。



- NTTデータのMVNOサービスの契約数の推移は以下のとおり。
- 令和3年6月末以降、継続的に5万以上となっている。



○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等）

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項、第五項及び第六項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2 総務大臣は、前項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、当該指定を解除しなければならない。

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 当該電気通信事業者が法人である場合において、その電気通信業務について、当該電気通信事業者の特定関係法人（第十二条の二第四項第一号に規定する特定関係法人をいう。次条第一項において同じ。）である電気通信事業者であつて総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること。

4 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。

三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

5・6 （略）

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）（抄）

（禁止行為等の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定等）

第二十二条の三 法第三十条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による指定の解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及び指定の解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2 法第三十条第一項の総務省令で定める割合は、四分の一とする。この場合において、法第三十四条第二項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務に係る業務区域（以下この項において「対象業務区域」という。）と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額を合算した額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 当該電気通信事業者が設置する当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

二 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致する部分については、その都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（前号の電気通信事業者を除く。）の全てについてイに掲げる額にロに掲げる割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

イ 当該電気通信事業者の業務区域において当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務の提供の業務に係る収益の額

ロ 当該電気通信事業者が提供する同種の電気通信役務に係る特定移動端末設備の、当該電気通信事業者の業務区域における総数に占める当該都道府県における数の割合

三 対象業務区域のうち、都道府県の区域と一致しない部分については、当該部分が属する都道府県の区域内において同種の電気通信役務を提供している電気通信事業者（第一号の電気通信事業者を除く。）の全てについて前号イに掲げる額に同号ロに掲げる割合と当該都道府県の人口に占める当該部分の人口の割合を乗じた額を計算し、これらを合算した額

（法第三十条第三項第二号の規定による電気通信事業者の指定及びその解除）

第二十二条の四 法第三十条第三項第二号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者に対する同号の行為の相手方となる同条第一項の規定により指定された電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

○電気通信事業法第30条第1項及び第3項第2号の規定による電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方
(平成28年3月29日総務省)(抜粋)

- 2 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定に当たっての基本的考え方
(略)

【基本的考え方】

禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者であっても、

- ① 移動通信分野の電気通信役務や、これとのセット提供等が想定される電気通信役務を提供しない場合(移動通信分野の電気通信役務にあつては、通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。以下同じ。)向けに提供する場合を含む。)
- ② 上記①に該当しない場合であっても、その事業規模が著しく小さいときについては、電気通信事業者間の公正な競争等を含めた電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が大きいものとはならない。

このため、禁止行為等規定適用事業者の特定関係法人である電気通信事業者のうち、以下の電気通信役務(通信モジュール向けに提供するものを除く。)のいずれかを提供し、当該電気通信役務のいずれかの契約数等が5万以上であるものについて指定する。

(略)

なお、この考え方如何にかかわらず、これまで当該電気通信事業者の直近の四半期末における上記の電気通信役務の契約数等がいずれも5万未満である場合において、当該契約数等のいずれかが一時的に5万以上となったときは、暫くはその推移を見守ることとし、直ちに指定しない。

また、指定されている電気通信事業者の直近の四半期末における当該契約数等のいずれもが一時的に5万未満となった場合には、暫くはその推移を見守ることとし、直ちには指定を解除しない。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二條の四の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百二十一号（電気通信事業法第三十條第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>電気通信事業法第三十条第一項の規定により指定された株式会社NTTドコモに係る同条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方は、次に掲げる電気通信事業者とする。</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ</p> <p>「七 略」</p> <p>八 エヌ・ティ・ティ・テレゾナント株式会社</p> <p>九 「略」</p>	<p>「同上」</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>六 株式会社NTTぶら</p> <p>「七 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>八 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	